

公営企業実務書の定番、待望の第3版発刊！

図解

地方公営企業法

第3版

本書の特色

- ◆地方公営企業の制度、関連する諸法規、会計の仕組み、予算・決算、経営の再建や新たな動き、今後の課題などについて、多数の図表を用いて分かりやすく解説。
- ◆第三セクター、指定管理者、地方独立行政法人、PFIなど、地方公営企業を取り巻く周辺制度もフォロー。
- ◆地方公営企業法、地方自治法、地方独立行政法人法など、公営企業の制度や実務を理解するうえで必要な関連法規の改正や実務上の動きを踏まえて改訂。

[著] 細谷芳郎 A5判・480頁 定価：本体3,600円+税

図解
地方公営企業法
第3版
細谷芳郎 著

公営企業実務書の定番、
待望の最新版発刊！

地方公営企業の制度、関連する諸法規、会計の仕組み、予算・決算、経営の再建や新たな動き、今後の課題などについて、多数の図表を用いて分かりやすく解説。
第三セクター、指定管理者、地方独立行政法人、PFIなど、地方公営企業を取り巻く周辺制度もフォロー。

地方公営企業関係者必読！！

第一法規

第1章 総則

第1節 地方公営企業の意義

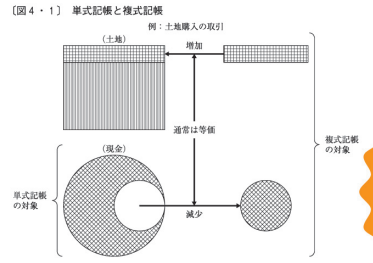
1 地方公共団体の活動と地方公営企業

地方公共団体の行う活動には、法令の執行や公権力の行使に係る事務と住民サービスの提供に係る非権力的な事務があります。明治以降、戦後改革以前の府県制、市制、町村制の下においては、府県、市町村の固有の権限に属する事務は、専ら、このうちの非権力的な住民サービスの提供に係る事務に限られていましたが、新憲法に基づく地方自治制度の下における地方公共団体は、地域における統治団体として、公権力の行使に係る事務も自らの事務として行うことになりました。一般行政はこれら双方を対象としています。これに対して地方公営企業は、料金の徴収等限られた事項について公権力を行使することはありますが、専ら住民サービスに係る事務のみを対象としています。

これら2つの活動は、住民の福祉の向上を目的とする点においては何ら異なるところがありません。しかし、費用負担の考え方は大きく異なっています。すなわち、一般行政活動は、いわゆる「社会的需要」を満たすものであり、サービスの効果が社会全体で享受される（典型的な例は、警察や消防です）ことから、それに要する費用は、社会全体で負担すべきものと考えられます。そこで、一般行政活動に要する経費は租税によってまかなわれるのが原則です。

これに対して、地方公営企業の活動は、例えば、水道事業や地下鉄事業の場合を考えてみればわかるように、これらが提供する財・サービスは特定の個人にはつきりとは測定可能な形で提供されます。このようなサービスについてその者以外の者から費用を徴収することは、ある人が別の人の負担で得をすることに他ならず、一般的には公平とはいえません。したがって、このような財・

1節 複式簿記と会計原則



ることは生じませんが、経営戦略の立案や株主や投資家に対する経営状況の報告を行うため経済活動の厳密な記録が必要となる企業においては、記録の目的を達することはできません。

そこで、企業活動を行う経済主体においては、対になる2つの価値の変動をセットで押さえる形で経済活動から生ずる経済価値の変動の全てを記録・整理する複式簿記が採用されるのです。【図4・1】の例でいえば、複式簿記においては単に現金支出のみならず土地の増加という事実も同時に記録されます。複式簿記は、このように全ての経済価値の変動を把握できるというメリットを持つほか、後述するように、貸借平均原則による自己検証能力を通じて記帳の正確さをチェックできるというメリットもあります。

公営企業は、民間企業のように営利を目的とするものではありませんが、独立採算原則の下に再生産的な活動を継続反復的に繰り返していくものですから、その経営成績、財政状態を的確に把握する必要があることは民間企業の場合と何ら変わるものではありません。また、公営企業には株主に対する報告義務はありませんが、その代わりに住民に対する報告義務を負っています。そこ

地方公営企業
関係者必読！！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 総則

- 第1節 地方公営企業の意義
 - 1 地方公共団体の活動と地方公営企業
 - 2 地方公共団体の企業活動の歴史
 - 3 関係法令上の取扱い
 - 4 地方公営企業の意義
 - 5 公益事業と公営企業
- 第2節 公営企業の法的取扱い
 - 1 地方公営企業法
 - 2 各種事業法
 - 3 地方公営企業法の適用関係
- 第3節 地方公営企業の経営原則
 - 1 公共性の原則
 - 2 経済性の原則
 - 3 公共性と経済性との関係
- 第4節 地方公営企業の設置
 - 1 地方公営企業の設置
 - 2 設置条例の内容
 - 3 地方公営企業と公の施設

第2章 組織

- 第1節 公営企業の組織の特徴
- 第2節 管理者の設置
 - 1 管理者制度の意義
 - 2 管理者の設置方法
 - 3 管理者の選任
 - 4 管理者の身分取扱い
- 第3節 管理者の権限
 - 1 管理者と長の企業経営に関する権限の分担
 - 2 長の管理者に対する指揮監督権等
 - 3 議会の関与
 - 4 管理者の不設置と事務処理の特例
- 第4節 補助組織、補助職員、事務委任
 - 1 管理者の補助組織
 - 2 管理者の補助職員
 - 3 管理者の代理
 - 4 管理者と事務委任
- 第5節 企業管理規程
 - 1 企業管理規程
 - 2 企業管理規程の内容

第3章 財務(1)―地方公営企業の会計の仕組み

- 第1節 地方公営企業の財務会計制度の見直し
 - 1 現行制度への改正の経緯
 - 2 改正内容

第2節 公営企業の財務会計制度の特色

- 1 独立採算制の義務付け
 - 2 経理
 - 3 予算
 - 4 決算
- ### 第3節 独立採算制
- 1 独立採算制の意義
 - 2 経費の負担区分(義務的負担)
 - 3 一般会計等からの任意的な繰出し
- ### 第4節 料金
- 1 公営企業の料金
 - 2 料金の決定原則
 - 3 料金の決定手続

第4章 財務(2)―地方公営企業の経理

- 第1節 複式簿記と会計原則
 - 1 複式簿記
 - 2 会計の原則
- 第2節 発生主義と現金主義
 - 1 発生主義と現金主義
 - 2 期間損益計算と発生主義
 - 3 発生の実態の把握と年度所属区分の決定
- 第3節 勘定科目
 - 1 勘定科目の意義
 - 2 地方公営企業の勘定科目
- 第4節 資産の意義と評価(資産その1)
 - 1 資産の意義及び種類
 - 2 資産の評価
 - 3 減損の評価
- 第5節 減価償却(資産その2)
 - 1 減価償却の意義
 - 2 減価償却額の計算要素
 - 3 減価償却の方法
 - 4 減価償却の限度
 - 5 補助金等により取得した固定資産の償却
 - 6 減価償却の記帳方法
- 第6節 固定資産売却損益と除却損(資産その3)
 - 1 資産の処分
 - 2 売却(有償譲渡)
 - 3 割賦売却
 - 4 除却
- 第7節 貯蔵品とたな卸(資産その4)
 - 1 たな卸資産
 - 2 たな卸―数量計算
 - 3 評価―価額計算

第8節 流動負債(負債その1)

- 1 負債の位置付け
- 2 流動負債の内容
- 第9節 固定負債(特に引当金)(負債その2)

- 1 引当金の意義
 - 2 引当金と積立金・未払費用
 - 3 地方公営企業の引当金
- ### 第10節 繰延収益(負債その3)
- 1 繰延収益(負債その3)
- ### 第11節 資本金(資本その1)
- 1 地方公営企業の資本
 - 2 資本金
 - 3 借入資本金制度の廃止
- ### 第12節 剰余金(資本その2)
- 1 剰余金の意義
 - 2 資本剰余金
 - 3 利益剰余金
 - 4 欠損の処理
- ### 第13節 リース取引に関する会計処理
- 1 リース取引の意義と分類
 - 2 ファイナンス・リース取引の会計処理
 - 3 オペレーティング・リース取引の会計処理

第14節 消費税及び地方消費税の経理

- 1 消費税及び地方消費税の導入
- 2 消費税及び地方消費税の経理

第5章 財務(3)―地方公営企業の予算・決算

- 第1節 予算
 - 1 地方公営企業の予算の特色
 - 2 予算の内容
 - 3 4条予算の補てん財源
 - 4 予算に関する説明書
 - 5 予算と中長期的な経営計画
- 第2節 決算
 - 1 地方公営企業決算の特色
 - 2 決算の作成
 - 3 決算関係書類
 - 4 決算分析
- 第3節 注記とセグメント情報
 - 1 注記
 - 2 セグメント情報の開示
- 第4節 出納
- 第5節 資産の取得、管理、処分

第6章 職員の身分取扱い

- 1 企業職員の身分取扱いに関する

- 法律
- 2 企業職員の給与
- 3 企業職員の労働関係
- 4 企業職員の服務

第7章 地方公営企業法上の特例的な経営方式

- 1 広域的経営方式
- 2 地方公共企業体

第8章 経営の再建

- 第1節 地方公営企業の経営再建制度の意義
- 第2節 現行制度成立以前の地方公営企業の経営再建制度
- 第3節 健全化法に基づく財政再建制度
 - 1 地方公共団体の財政再建制度の全般的見直しの経緯
 - 2 新財政再建制度の概要

第9章 公営企業の現状と問題点

- 第1節 公営企業の現状
 - 1 公営企業全体
 - 2 法適用企業の状況
 - 3 法非適用企業の経営状況
- 第2節 主要事業の運営の実態と課題
 - 1 水道事業
 - 2 交通事業
 - 3 病院事業
 - 4 下水道事業
 - 5 その他の主な事業の課題

第10章 公営企業型地方独立行政法人

- 第1節 意義
- 第2節 対象事業
- 第3節 設立
- 第4節 役員及び職員
 - 1 役員
 - 2 職員
 - 3 役員員の身分と人事管理―一般地方独立行政法人を中心に
- 第5節 業務運営
 - 1 目標による管理
 - 2 業務方法書
 - 3 公共的な施設の設置及び管理の方法

第6節 財務・会計

- 1 事業年度
 - 2 会計方式
 - 3 決算処理に関する事項
 - 4 借入金
 - 5 財源措置
 - 6 出資等に係る不要財産の処分とこれに伴う出資団体等への納付
 - 7 余裕金の運用
 - 8 財産処分等の制限
 - 9 会計規程
- ### 第7節 地方公共団体の組織からの移行に伴う措置
- 1 職員の引継ぎに関する事項
 - 2 権利・義務の引継ぎに関する事項
- ### 第8節 設立団体の数の変更に伴う措置
- 1 設立団体の数の増加(新規加入)
 - 2 設立団体の数の減少(脱退)
- ### 第9節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置
- 1 職員の引継ぎ等に関する事項
 - 2 労働組合
 - 3 不当労働行為とあっせん・調停・仲裁
- ### 第10節 解散及び清算
- ### 第11節 合併
- ### 第12節 その他
- 1 地方独立行政法人の監督
 - 2 複数団体による設立
 - 3 職員の派遣

第11章 これからの公営企業

- 第1節 公営企業をめぐる動き
 - 1 人口の減少
 - 2 都市構造の見直し(コンパクトシティ)
 - 3 住民ニーズの変化
 - 4 更新投資の本格化
 - 5 国、地方の財政の逼迫
 - 6 公営企業の抜本的改革
- 第2節 公営企業の将来の姿―経営形態の多様化―
 - 1 直接経営方式とその限界
 - 2 間接経営方式
 - 3 廃止、民営化等

事項索引

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

